

令和3年6月17日  
(第3回定例会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町個人情報保護条例の一部改正について	―――	1
議案第 2 号	美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	―――	2
議案第 3 号	美瑛町税条例等の一部改正について	―――	3～12
議案第 4 号	美瑛町都市計画税条例の一部改正について	―――	13～14
議案第 5 号	美瑛町手数料徴収条例の一部改正について	―――	15
議案第 6 号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	―――	16
議案第 7 号	美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	―――	17～18
議案第 8 号	美瑛町老人保健施設条例の一部改正について	―――	19
議案第 9 号	美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について	―――	20～21
議案第 10 号	美瑛町農業振興条例の一部改正について	―――	22
議案第 11 号	美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正について	―――	23
議案第 12 号	令和 3 年度美瑛町一般会計補正予算（第 2 号）について	―――	24～33
議案第 13 号	令和 3 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について	―――	34～39
議案第 14 号	令和 3 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	―――	40～41
議案第 15 号	指定管理者の指定について	―――	42
議案第 16 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	―――	43～44
議案第 17 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	―――	45～46

議案第 18 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定 について	— — — —	47～48
議案第 19 号	請負契約の締結について	— — — —	49
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	— — — —	50
報告第 1 号	令和 2 年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計 算書について	— — — —	51～53
報告第 2 号	令和 2 年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計 算書について	— — — —	54～55
報告第 3 号	美瑛町土地開発公社の経営状況について	— — — —	56～61
報告第 4 号	有限会社美瑛物産公社の経営状況について	— — — —	62～67
報告第 5 号	一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況 について	— — — —	68～72
報告第 6 号	一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経 営状況について	— — — —	73～79

議案第 1 号

美瑛町個人情報保護条例の一部改正について

美瑛町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 1 7 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町個人情報保護条例の一部を改正する条例

美瑛町個人情報保護条例（平成 1 5 年美瑛町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の 8 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

## 議案第 2 号

美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 1 7 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年美瑛町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 1 0 号」を「第 1 9 条第 1 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

## 議案第3号

### 美瑛町税条例等の一部改正について

美瑛町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

#### 美瑛町税条例等の一部を改正する条例

(美瑛町税条例の一部改正)

第1条 美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号イ及びウ中「寄付金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄付金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄付金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を

同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。



附則第10条の2第26項を同条第25項とし、同条第27項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第26項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和

3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動

車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車  
が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定  
を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリ  
ン軽自動車  
が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車  
両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、  
第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ  
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症  
特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の  
3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるの  
は「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（美瑛町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 美瑛町税条例等の一部を改正する条例（令和2年美瑛町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち、美瑛町税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の美瑛町税条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中美瑛町税条例第34条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中美瑛町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中美瑛町税条例附則第10条の2第27項の改正規定（同項を同条第26項とする部分を除く。）並びに附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第1条中美瑛町税条例附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第24項に係る部分に限る。）特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

### (町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の美瑛町税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の美瑛町税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、令和3年4月1日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、令和3年4月1日前行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の

提供については、なお従前の例による。

- 3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、令和3年4月1日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、令和3年4月1日以前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 4 前条第2号に掲げる規定による改正後の美瑛町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装

置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則

第10条の2第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和3年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、令和3年4月1日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 議案第 4 号

### 美瑛町都市計画税条例の一部改正について

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 1 7 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

#### 美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例

美瑛町都市計画税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 1 9 項」を「附則第 1 5 条第 1 6 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 3 5 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 7 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改める。

附則第 7 項の前の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第 8 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 9 項中「第 2 項」を「附則第 7 項」に改め、「平成 3 0 年度から令和



2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第10項及び第11項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第14項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第15項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は公布の日から施行し、改正後の美瑛町都市計画税条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の美瑛町都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

美瑛町手数料徴収条例の一部改正について

美瑛町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 1 7 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町手数料徴収条例の一部を改正する条例

美瑛町手数料徴収条例（平成 1 2 年美瑛町条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 5 の項を削り、1 6 の項を 1 5 の項とし、1 7 の項から 4 0 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

## 議案第6号

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和元年美瑛町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「児童福祉法第24条第3項」の次に「（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第7号

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年美瑛町条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「以下の号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次」を「次に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計

算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第49条を第50条とし、第6章中同条の前に1条を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

議案第 8 号

美瑛町老人保健施設条例の一部改正について

美瑛町老人保健施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 1 7 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町老人保健施設条例の一部を改正する条例

美瑛町老人保健施設条例（平成 1 0 年美瑛町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「3 5 0 円」を「3 6 0 円」に、「6 0 0 円」を「6 3 0 円」に、「4 4 2 円」を「4 5 5 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

議案第9号

美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について

美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部を改正する条例

美瑛町二地域居住体験住宅条例（平成22年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
ビルケの森体験住宅	美瑛町字白金
水沢体験住宅（大）	美瑛町字水沢春日台第2
水沢体験住宅（中）	美瑛町字水沢春日台第2
水沢体験住宅（小）	美瑛町字水沢春日台第2
幸町体験住宅1号室	美瑛町幸町3丁目1番34号
幸町体験住宅2号室	美瑛町幸町3丁目1番31号

別表第2（第4条関係）

名称	使用料（1月当たり）
ビルケの森体験住宅	82,000円
水沢体験住宅（大）	63,000円
水沢体験住宅（中）	52,000円

水沢体験住宅（小）	42,000円
幸町体験住宅1号室	61,000円
幸町体験住宅2号室	60,000円

備考 使用期間に1月未満の端数がある場合は、1月とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の美瑛町二地域居住体験住宅条例第3条第1項に規定する使用許可を受けていた者に係る改正後の美瑛町二地域居住体験住宅条例第2条に規定する名称及び位置並びに第4条に規定する使用料については、なお従前の例による。



議案第10号

美瑛町農業振興条例の一部改正について

美瑛町農業振興条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町農業振興条例の一部を改正する条例

美瑛町農業振興条例（昭和51年美瑛町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（助成及び対象事業）

第10条 町長は、農業者、生産組織、農業者団体及び農業団体が実施する事業のうち、特に本町の農業振興上必要と認められる事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 対象事業の範囲及び助成金の額は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 号

美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正について

美瑛町農業技術研修センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 1 7 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町農業技術研修センター条例の一部を改正する条例

美瑛町農業技術研修センター条例（平成 1 1 年美瑛町条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 この施設は、美瑛町農業技術研修センター（以下「センター」という。）と称し、美瑛町字美瑛原野 5 線に置く。

2 センターに、農業技術の向上を図るための農業技術実証展示圃場を次のとおり置く。

名称	位置
第 1 農業技術実証展示圃場	美瑛町字美瑛原野 5 線
第 2 農業技術実証展示圃場	美瑛町字藤野第 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

令和3年度 美瑛町一般会計補正予算（第2号）について

令和3年度美瑛町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,916,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		817,350	50,358	867,708
	2 国庫補助金	459,570	50,358	509,928
15 道支出金		683,093	125,247	808,340
	2 道補助金	437,407	125,247	562,654
17 寄附金		1	21,988	21,989
	1 寄附金	1	21,988	21,989
19 繰越金		43,254	114,507	157,761
	1 繰越金	43,254	114,507	157,761
歳 入 合 計		9,604,100	312,100	9,916,200

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,692,982	39,730	1,732,712
	1 総務管理費	1,646,386	39,730	1,686,116
3 民生費		969,556	9,450	979,006
	2 児童福祉費	427,344	9,450	436,794
4 衛生費		1,095,948	28,272	1,124,220
	1 保健衛生費	826,547	28,272	854,819
6 農林水産業費		690,571	131,259	821,830
	1 農業費	419,244	101,983	521,227
	3 林業費	40,332	29,276	69,608
7 商工費		591,610	78,631	670,241
	1 商工費	428,834	71,414	500,248
	2 文化スポーツ振興費	162,776	7,217	169,993
8 土木費		1,287,643	5,110	1,292,753
	3 河川費	3,987	5,000	8,987
	5 住宅費	31,082	110	31,192
12 諸支出金		550,410	19,648	570,058
	1 普通財産取得費	35,702	19,648	55,350
歳 出 合 計		9,604,100	312,100	9,916,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	817,350	50,358	867,708
	2	国庫補助金	459,570	50,358	509,928
	2	民生費補助金	13,119	8,416	21,535
	3	衛生費補助金	15,652	28,170	43,822
	4	土木費補助金	385,031	55	385,086
	6	農林水産業費補助金	0	6,500	6,500
	7	商工費補助金	0	7,217	7,217
15		道支出金	683,093	125,247	808,340
	2	道補助金	437,407	125,247	562,654
	2	民生費補助金	15,352	666	16,018
	4	農林水産業費補助金	397,610	103,581	501,191
	5	商工費補助金	7,919	21,000	28,919
17		寄 附 金	1	21,988	21,989
	1	寄 附 金	1	21,988	21,989
	1	寄 附 金	1	21,988	21,989
19		繰 越 金	43,254	114,507	157,761
	1	繰 越 金	43,254	114,507	157,761
	1	繰 越 金	43,254	114,507	157,761

節		説 明	
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	8,416	1 子ども・子育て支援交付金	666
		2 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	7,750
1 保健衛生費補助金	28,170	1 疾病予防対策事業費等補助金	
4 住宅費補助金	55	1 公営住宅建替推進事業交付金	
1 農業費補助金	6,500	1 経営継承・発展支援事業補助金	
1 文化スポーツ振興費補助金	7,217	1 地方スポーツ振興費補助金	
2 児童福祉費補助金	666	1 子ども・子育て支援交付金	
1 農業費補助金	85,566	1 畑作構造転換事業補助金	75,724
		2 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	5,842
		3 北海道農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	4,000
3 林業費補助金	18,015	1 豊かな森づくり推進事業補助金	
1 商工費補助金	21,000	1 プレミアム付商品券発行支援事業費補助金	
1 寄 附 金	21,988	1 まちづくり寄附金	19,648
		2 ガバメントクラウドファンディング寄附金	2,340
1 繰 越 金	114,507	1 前年度繰越金	

(一般会計)

(歳出)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
2							
	総務費	1,692,982	39,730	1,732,712	495	39,235	
1	総務管理費	1,646,386	39,730	1,686,116	495	39,235	
	2	一般管理費	49,691	762	50,453	国庫支出金 495	267
	5	財産管理費	64,272	573	64,845		573
	13	諸 費	71,523	38,395	109,918		38,395
3		民生費	969,556	9,450	979,006	8,882	568
	2	児童福祉費	427,344	9,450	436,794	8,882	568
	1	児童福祉総務費	188,835	9,150	197,985	国庫支出金 8,216 道支出金 466	468
	4	子ども支援センター費	9,361	300	9,661	国庫支出金 100 道支出金 100	100

(一般会計)

節	区 分	金 額	説 明		
			区 分	金 額	
11	役 務 費	495	1	みんなで歩むまちづくり (1)行政区会館運営費補助事業	762 267
18	負担金補助 及び交付金	267	18	補助金(補)	(267)
			(2)	一般管理事業	495
			11	広告料(物)	(495)
10	需 用 費	573	1	みんなで歩むまちづくり (1)庁舎維持管理事業	573 573
			10	修繕料(維)	(573)
7	報 償 費	24,264	1	みんなで歩むまちづくり (1)過年度歳入過誤納還付金	38,395 2,500
11	役 務 費	11,631	22	償還金利子及び割引料(補)	(2,500)
22	償還金利子 及び割引料	2,500	(2)	まちづくり寄附管理事業	35,895
			7	報償(物)	(24,264)
			11	通信運搬費(物)	(9,278)
			11	手数料(物)	(2,353)
1	報 酬	938	1	ともに支え合うまちづくり (1)新型コロナウイルス感染症対策支援事業	9,150 1,400
3	職員手当等	600	18	補助金(補)	(1,400)
4	共 済 費	136	(2)	子育て世帯生活支援給付金事業	7,750
			1	会計年度任用職員報酬	(938)
			3	時間外勤務手当	(600)
10	需 用 費	694	4	会計年度任用職員社会保険料	(136)
			10	消耗品費(物)	(694)
11	役 務 費	106	11	通信運搬費(物)	(13)
			11	手数料(物)	(93)
13	使用料及び 賃借料	26	13	賃借料(物)	(26)
			18	交付金(扶)	(5,250)
18	負担金補助 及び交付金	6,650			
10	需 用 費	300	1	ともに支え合うまちづくり (1)子育て支援事業	300 300
			10	消耗品費(物)	(300)

- 29 -

- 28 -

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,095,948	28,272	1,124,220	27,875	397
	1	保健衛生費	826,547	28,272	854,819	27,875	397
		2 保健指導費	18,042	300	18,342	国庫支出金 100 道支出金 100	100
	3	予防費	78,689	27,972	106,661	国庫支出金 27,675	297
6		農林水産業費	690,571	131,259	821,830	112,421	18,838
	1	農業費	419,244	101,983	521,227	94,406	7,577
		2 農業振興費	370,664	101,983	472,647	国庫支出金 6,500 道支出金 85,566 寄附金 2,340	7,577
	3	林業費	40,332	29,276	69,608	18,015	11,261
		1 林業費	10,101	29,276	39,377	道支出金 18,015	11,261

(一般会計)

節		説明	金額	
区	分			
10	需用費	300	1 ともに支え合うまちづくり (1)乳幼児保健指導事業 10 消耗品費(物)	300 300 (300)
10	需用費	174	1 ともに支え合うまちづくり (1)健康管理システム事業 12 業務委託(物)	27,972 480 (480)
11	役務費	639	(2)新型コロナウイルスワクチン接種事業 12 業務委託(物)	27,492 (26,679)
12	委託料	27,159	10 印刷製本費(事) 11 通信運搬費(事) 12 業務委託(事)	(174) (639) (26,679)
18	負担金補助 及び交付金	101,983	1 足腰の強い産業づくり (1)経営継承・発展支援事業補助金 18 補助金(事) (2)ラスノーブル苗復活事業 18 補助金(補) (3)畑作構造転換事業 18 補助金(事) (4)美瑛小麦推進事業 18 補助金(補) (5)強い農業・担い手づくり総合支援交付金 18 補助金(事)	101,983 13,000 (13,000) 2,200 (2,200) 75,724 (75,724) 5,217 (5,217) 5,842 (5,842)
18	負担金補助 及び交付金	29,276	1 足腰の強い産業づくり (1)豊かな森づくり推進補助事業 18 補助金(事)	29,276 29,276 (29,276)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
7		商工費	591,610	78,631	670,241	28,217	50,414
	1	商工費	428,834	71,414	500,248	21,000	50,414
	2	商工業振興費	173,032	68,437	241,469	道支出金 21,000	47,437
	3	観光費	141,672	2,977	144,649		2,977
	2	文化スポーツ振興費	162,776	7,217	169,993	7,217	
	8	イベント推進費	24,536	7,217	31,753	国庫支出金 7,217	
8		土木費	1,287,643	5,110	1,292,753	55	5,055
	3	河川費	3,987	5,000	8,987		5,000
	1	河川費	3,987	5,000	8,987		5,000
	5	住宅費	31,082	110	31,192	55	55
	2	住宅建設費	8,540	110	8,650	国庫支出金 55	55
12		諸支出金	550,410	19,648	570,058	19,648	
	1	普通財産取得費	35,702	19,648	55,350	19,648	
	9	丘のまちびえいまちづくり基金費	0	19,648	19,648	寄附金 19,648	

(一般会計)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
18	負担金補助及び交付金	1 足腰の強い産業づくり (1)美瑛町消費活性化事業 18 補助金(補) (2)電子地域通貨運営事業 18 補助金(補)	68,437 68,397 (68,397) 40 (40)
10	需用費	1 足腰の強い産業づくり (1)白金地区キャンプ場管理運営事業	2,977 165
14	工事請負費	10 修繕料(維) (2)白金エリア再構築事業 14 整備工事(事)	(165) 2,812 (2,812)
18	負担金補助及び交付金	1 足腰の強い産業づくり (1)イベント推進事業 18 補助金(補) (2)美瑛センチュリーライド事業 18 補助金(補)	7,217 2,462 (2,462) 4,755 (4,755)
12	委託料	1 安全・安心なまちづくり (1)河川管理事業 12 建築・土木委託(事)	5,000 5,000 (5,000)
21	補償補填及び賠償金	1 安全・安心なまちづくり (1)公営住宅建替推進事業 21 補償金(事)	110 110 (110)
24	積立金	1 みんなで歩むまちづくり (1)丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 24 積立金(積)	19,648 19,648 (19,648)



議案第13号

令和3年度 美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第1号）に  
ついて

令和3年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,209千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		5,207	3,000	8,207
	1 繰入金	5,207	3,000	8,207
歳 入 合 計		40,209	3,000	43,209

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 発電施設費		33,277	3,000	36,277
	1 施設管理費	33,277	3,000	36,277
歳 出 合 計		40,209	3,000	43,209

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰入金	5,207	3,000	8,207
	1	繰入金	5,207	3,000	8,207
		1 基金繰入金	5,207	3,000	8,207

節		説 明
区 分	金 額	
1	基金繰入金	3,000
		1 基金繰入金

(水力発電事業特別会計)

(歳 出)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2					
1					
1	33,277	3,000	36,277	3,000	
1	33,277	3,000	36,277	3,000	
1	33,277	3,000	36,277	繰入金 3,000	

(水力発電事業特別会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	3,000	1 足腰の強い産業づくり (1) 発電施設施設管理事業 10 修繕料(維)	3,000 3,000 (3,000)

議案第14号

令和3年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第2号）について

第1条 令和3年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度美瑛町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		
	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 水道事業費用	307,997 千円	1,200 千円	309,197 千円
第1項 営業費用	293,920 千円	1,200 千円	295,120 千円

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

# 令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

## 収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業費用				307,997	1,200	309,197	取水施設修繕
	1. 営業費用			293,920	1,200	295,120	
		1. 原水及び浄水費		40,714	1,200	41,914	
			修 繕 費	2,332	1,200	3,532	

議案第15号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
美瑛町置杵牛農産物加工交流施設
- 2 指定管理者となる団体の名称  
旭川市流通団地2条5丁目20-1  
株式会社 北海道米菓フーズ  
代表取締役 廣 島 俊 郎
- 3 指定の期間  
令和3年7月1日から令和5年3月31日まで

議案第16号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

下記辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

辺地名 旭辺地



総合整備計画書

北海道 美瑛町 旭辺地

(辺地の人口 84人、面積 14.2 km<sup>2</sup>)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町村又は字の名称

上川郡美瑛町字旭

(2) 地域の中心の位置

上川郡美瑛町字辺別太 536番170

(3) 辺地度点数

157点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 道路 ~ 本路線は、地区の主要幹線道路であり、近年の交通量増加に伴い舗装のクラック等による、老朽化が著しく進行しており、安全な通行に支障をきたしているため舗装の再整備を図る。

3. 公共的施設の整備計画 令和3年度から 令和7年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
道 路 (北瑛旭第6線道路整備事業)	美瑛町		174,127	111,093	63,034	59,700
道 路 (旭美瑛線道路整備事業)	美瑛町		270,000	172,260	97,740	92,600
合計			444,127	283,353	160,774	152,300

議案第17号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

下記辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

辺地名 五稜・美園辺地

総合整備計画書

北海道 美瑛町 五稜・美園辺地  
 (辺地の人口 94人、面積 19.7 km<sup>2</sup>)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称  
     上川郡美瑛町字五稜、美園
- (2) 地域の中心の位置  
     上川郡美瑛町字ルベシベ7374番5
- (3) 辺地度点数  
     204点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 本路線は、地区の主要幹線道路であり近年の交通量増加に伴い舗装のクラック等による老朽化が著しく進行しており、安全な通行に支障をきたしているため舗装の再整備を図る。

3. 公共的施設の整備計画                      令和3年度から 令和7年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (美園村山線道路整備事業)	美瑛町	190,646	114,387	76,259	72,400
合計		190,646	114,387	76,259	72,400

議案第18号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

下記辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

辺地名 朗根内辺地

総合整備計画書

北海道 美瑛町 朗根内辺地  
(辺地の人口 95人、面積 8.4 km<sup>2</sup>)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称  
上川郡美瑛町字朗根内
- (2) 地域の中心の位置  
上川郡美瑛町字朗根内 5番15
- (3) 辺地度点数  
187点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 本路線は、朗根内地区と美瑛市街地を結ぶ町道で、主に農林業用作業道路としても利用されているため交通量が多い路線である。現在道幅が狭く、作業車等交通に支障をきたしている。よって、本路線を整備し大型車を含む車両の通行の安全を確保する。
- ・ 施 設 ～ 朗根内へき地保育所は、昭和54年に建設され、施設の老朽化が著しいことから、保育環境等を判断し建て替え工事を実施する。

3. 公共的施設の整備計画 令和3年度から 令和7年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (朗根内上俵真布線道路整備事業)	美瑛町	80,000	51,040	28,960	27,300
施 設 (朗根内へき地保育所建設事業)	美瑛町	106,000	0	106,000	100,400
合計		186,000	51,040	134,960	127,700

議案第 19 号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 17 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

工事名	契約の方法	契約金額	契 約 先
美園村山線一号橋 架替工事(上部工)	指名競争入札 による落札	円 148,720,000	美瑛町栄町4丁目4番13号 浜塚建設工業 株式会社 代表取締役社長 濱塚 努

(参考資料)

工事内容	工 期	そ の 他
P C 橋工、橋梁附属物 工、橋台工、道路土工、 構造物撤去工、舗装工、 踏掛版工、区画線工、道 路附属施設工、仮設工 各一式	自 本契約の翌日 至 令和 3 年 11 月 30 日	入札指名業者名 1. 株式会社 清水組 2. 株式会社 西森組 3. 浜塚建設工業 株式会社 4. フクハラ建運 株式会社 5. 株式会社 丸善建設 第 1 回目落札(落札率 99.0%)

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所	美瑛町字美沢共立
氏 名	野 崎 千 恵
生年月日	昭和34年1月30日生

報告第1号

令和2年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸



令和2年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2. 総務費	1. 総務管理費	地域情報通信基盤管理運営事業	3,021	3,021			3,021
		総務費計	3,021	3,021			3,021
3. 民生費	1. 社会福祉費	福祉センター管理運営事業	990	990			990
		民生費計	990	990			990
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	32,690	32,690		国庫支出金 32,690	
		衛生費計	32,690	32,690		32,690	
6. 農林水産業費	1. 農業費	産地パワーアップ事業	1,173,960	1,173,960		道支出金 1,173,960	
		担い手確保・経営強化支援事業	188,224	188,224		道支出金 188,224	
		農林水産業費計	1,362,184	1,362,184		1,362,184	
7. 商工費	1. 商工費	美瑛町中小企業者等事業再構築支援事業	10,000	10,000		国庫支出金 1,000	9,000
		美瑛町起業支援事業	3,000	3,000		国庫支出金 81	2,919
		経営持続化支援事業（3月追加分）	100,050	100,050		国庫支出金 80,000	20,050
		飲食店応援事業	30,221	30,221		国庫支出金 20,000	10,221
		びえいの観光応援事業（3月追加分）	33,047	33,047		国庫支出金 20,000	13,047
		商工費計	176,318	176,318		121,081	55,237

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
9. 消防費	1. 消防費	大雪消防組合負担金	800	800			800
		消防費計	800	800			800
10. 教育費	2. 小学校費	学校保健特別対策事業	4,000	4,000		国庫支出金 3,800	200
	3. 中学校費	学校保健特別対策事業	1,600	1,600		国庫支出金 1,500	100
		各中学校施設改修事業	9,856	9,856		国庫支出金 3,000 地方債 6,500	356
		教育費計	15,456	15,456		14,800	656
合		計	1,591,459	1,591,459	0	1,530,755	60,704

報告第2号

令和2年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和2年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和2年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 負担 予 定 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳			説 明
				支 出 済 額	支 出 未 済 額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一般財源	
2. 総務費	1. 総務管理費	美瑛町まちづくり総合計画策定事業	円 4,632,200	円 232,200	円 4,400,000	円 805,000	円 5,205,000	円 4,400,000	円 0	円 805,000	新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛等行動が制限され、スケジュールどおり講師を招聘したワークショップ等の事業を遂行できなかったため
合		計	4,632,200	232,200	4,400,000	805,000	5,205,000	4,400,000	0	805,000	

報告第3号

美瑛町土地開発公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、美瑛町土地開発公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

## 令和2年度 事業報告書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

### 1 事業の概要

美瑛町土地開発公社は、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的に、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社として昭和48年に設立し、公共用地等を計画的に整備・造成し、うるおいある豊かなまちづくりに貢献してまいりました。

令和2年度の事業としては、平成10年度に造成した「びぼうし住宅団地」の分譲地4区画が未処分となっていることから、効果的な情報発信を強化すべく更新したパンフレットによる周知及び町ホームページの移住サイトからの閲覧、また、コロナ禍により各種移住フェア等のイベントが中止となりましたが、令和2年11月に東京都で開催された「北海道移住・交流フェア2020」においてPR活動を行うなど販売促進に取り組みました。

令和2年度については、保有土地の売り払いには至りませんでした。次年度以降も引き続きPR活動及び販売促進に努めてまいります。

### 2 貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		固定負債	
現金及び預金	6,603,171	長期借入金	10,234,600
事業未収金	858,846	負債の部合計	10,234,600
公有用地	19,211,091		
完成土地	18,272,968	資本の部	
		資本金	
		基本財産	3,000,000
		準備金	
		前期繰越準備金	31,955,040
		当期純損失	243,564
		資本の部合計	34,711,476
資産の部合計	44,946,076	負債・資本の部合計	44,946,076

### 3 財産目録（令和3年3月31日現在）

（単位：円）

#### （1）資産の部

##### 流動資産

##### ①現金預金

ア 普通当座預金	北海道銀行美瑛支店	3,603,171	
イ 定期預金	北海道銀行美瑛支店	3,000,000	6,603,171

②事業未収金	大町団地		858,846
--------	------	--	---------

③公有用地	美馬牛駅前広場		19,211,091
-------	---------	--	------------

④完成土地	びばうし住宅団地		18,272,968
-------	----------	--	------------

資産合計 44,946,076

#### （2）負債の部

##### 固定負債

①長期借入金	美瑛町財政調整基金		10,234,600
--------	-----------	--	------------

負債合計 10,234,600

純正味財産 34,711,476

### 4 損益計算書（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（単位：円）

#### （1）事業収益

①公有地取得事業収益		0
------------	--	---

#### （2）事業原価

①公有地取得事業原価		0
------------	--	---

#### （3）販売費及び一般管理費

①人件費	63,000	
------	--------	--

②経費	185,364	248,364
-----	---------	---------

事業損失 248,364

(4) 事業外収益			
①受取利息		300	
②雑収益		4,500	4,800
(5) 事業外費用			
①支払利息			0
		經常損失	243,564
		当期純損失	243,564



令和3年度事業計画及び収支計画  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1 事業計画

当会社が保有する土地の適正な管理及び処分等により、地域コミュニティの振興に向け、「びばうし住宅団地」の残分譲地4区画については、引き続き町で推進している移住・定住促進事業と連携し、PR活動等情報発信の強化及び販売促進に努めます。

また、「美馬牛駅前広場」の宅地造成については、「びばうし住宅団地」残分譲地4区画の販売状況や住宅状況等を踏まえながら、地域において快適な住環境の形成に努め、うるおいある豊かなまちづくりに寄与してまいります。

2 収支計画

収入

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 事業収入	4,986,000	土地売却収入
2 事業外収入	6,000	
(1) 利子収入	1,000	預金利息
(2) 雑収入	5,000	北電等電柱土地使用料
3 借入金	1,000	短期借入金
4 繰越金	6,603,000	
(1) 現金・預金	3,603,000	
(2) 基本財産	3,000,000	
計	11,596,000	

## 支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 事業費	6,000	
(1) 土地取得費	2,000	
(2) 土地造成費	4,000	宅地造成費
2 管理費	273,000	
(1) 事業管理費	120,000	保有地草刈
(2) 一般管理費	153,000	報酬、法人税
3 借入償還金	5,000,000	長期借入金
4 事業外支出	1,000	
5 繰越金	6,316,000	
(1) 現金・預金	3,316,000	
(2) 基本財産	3,000,000	
計	11,596,000	

報告第4号

有限会社美瑛物産公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社美瑛物産公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

## 第16期営業報告書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

### 1 営業の概要

#### (1) 営業の経過及び成果、課題

(有)美瑛物産公社は、平成18年1月19日に設立され、美瑛町の地場産業の振興に寄与することを目的に、平成18年4月にオープンした物産販売施設「丘のくら」の運営を主に、観光情報の収集と提供、特産品等の研究開発及び製造、展示販売等を推進してきました。平成19年4月には道内97番目となる道の駅びえい「丘のくら」として再出発し、14年が経過した現在では、ホテルラヴニール等の運営に加え、道の駅びえい「白金ビルケ」や青い池にも売店をオープンし、販売拠点を拡大しております。

令和2年度の町内観光客入込数は、新型コロナウイルス感染症による大きな影響を受け、前年より112万人減の約130万人となり、当社が運営する施設も緊急事態宣言の発令に伴う休館を余儀なくされ、再開後も感染防止対策や新たな旅行動態への対応、雇用の維持など、これまでに無い課題を抱えながらの事業運営が続いています。

売上高については、来客数の激減により前年比143,698千円減の176,042千円となり、会社全体での経費削減に取り組みましたが、急激な売上減少をカバーすることが出来ず、46,671千円の当期純損失となり、長期借入による資金調達を行いました。

今後については、観光客数の回復時期が見込めないことから、更なる経費の削減に努め、来店者が快適な時間を過ごしてもらえるよう社員全員で努力してまいります。さらに、本町にふさわしい魅力的な特産品の開発やインターネット販売にも取り組み、より一層のサービスの向上を心掛け、安定した経営を目指します。

#### (2) 営業成績及び財産の状況の推移

総売上高	176,042,327円
経常損失	46,590,788円
当期純損失	46,670,788円
総資産	45,150,496円

## 2 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	45,150,496	流動負債	15,145,122
現金・預金	30,356,262	買掛金	6,225,119
売掛金	3,501,072	未払費用	5,729,875
棚卸し	8,706,831	未払法人税等	80,000
未収金	2,586,331	前受金	1,119,070
		預り金	1,945,920
		仮受金	45,138
		固定負債	65,000,000
		長期借入金	65,000,000
		純資産	△34,994,626
		資本金	5,000,000
		利益剰余金	△39,094,626
		自己株式	△900,000
資産の部合計	45,150,496	負債・純資産の部合計	45,150,496

## 3 損益計算書（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

(単位：円)

(営業損益の部)

### (1) 総売上高

飲食部門	15,381,261	
物販部門	32,914,976	
宿泊部門	38,134,514	
体験部門	2,148,970	
委託販売手数料	4,668,194	
施設使用料	170,373	
受託業務部門	1,880,930	
ビ・エールカフェ	9,742,765	
白金ビルケ店	31,161,096	
青い池売店	<u>39,839,248</u>	176,042,327

(2) 売上原価			
期首棚卸高	8,750,987		
仕入高	78,559,337		
期末棚卸高	<u>8,486,228</u>	<u>78,824,096</u>	
売上総利益			97,218,231
(3) 販売費および一般管理費			
販売費	89,825,186		
一般管理費	<u>62,736,751</u>	<u>152,561,937</u>	<u>152,561,937</u>
営業損失			55,343,706
(営業外損益の部)			
(4) 営業外収益			
受取利息及び配当金	515		
その他雑収入	<u>8,810,785</u>	8,811,300	
(5) 営業外費用			
支払利息	47,116		
雑損失	<u>11,266</u>	<u>58,382</u>	<u>8,752,918</u>
経常損失			<u>46,590,788</u>
税引前当期純損失			46,590,788
法人税及び住民税			<u>80,000</u>
当期純損失			<u>46,670,788</u>

#### 4 財産目録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額	摘要
普通預金	25,373,187	北海道銀行美瑛支店
	291,117	旭川信用金庫美瑛支店
	2,319,792	J Aびえい
	152,692	住信SBIネット銀行
現金	2,219,474	小口現金(釣り銭等)
計	30,356,262	

## 第17期事業計画及び収支計画

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

### 1 事業計画

当社の近年の経営状況は、道の駅びえい「白金ビルケ」に続き、青い池に売店をオープンしたことにより、両店が全体の売上げを押し上げる傾向にありましたが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による観光客入込数の減少に伴い、売上げが大きく落ち込む結果となりました。

令和3年度においては、給与費を含めた固定経費の更なる削減を図り、不採算部門となっていたビ・エールカフェを民間に賃貸するなど、経営環境の変化に対応した事業運営を進めてまいります。また、先行きが不透明な中、観光客の動向を見極めながら、営業の核となる特産品販売施設を最大限にいかし、観光情報の収集と提供、展示販売、特産品の研究開発を進め、町内2か所の道の駅を活用し、白金エリアと市街地の周遊を促進する取り組みを進めてまいります。さらに、誘客を促進するためにホームページの充実や、本町に来ることが出来ない顧客に向けたインターネット販売を開始し、収益増を目指してまいります。

### 2 収支計画

収入

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1 営業収益	264,644,000	
(1) 飲食販売収益	42,187,000	食堂・軽食・飲み物等
(2) 物販販売収益	140,788,000	特産品展示販売
(3) 委託販売収益	11,809,000	委託販売手数料
(4) 宿泊料	57,000,000	ホテル宿泊料等
(5) 体験使用料	800,000	体験使用料
(6) 受託業務収益	10,500,000	指定管理委託料等
(7) 施設使用料	1,560,000	ビエール地下使用料
2 営業外収益	618,100	預金利息・自販機手数料他
収入合計	265,262,100	

## 支 出

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1 営業費用	247,175,600	
(1) 仕入原価	105,255,000	飲食・物販・体験
(2) 一般管理費	75,989,600	修繕費、消耗品費、光熱水費他
(3) 販 売 費	65,931,000	人件費、法定福利費
2 租税公課	4,021,000	消費税・法人事業税
支出合計	251,196,600	



報告第5号

一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

## 第12期事業報告書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の経過及び成果

本機構は、本町の基幹産業である農業の活性化を図るため、地域農業を担う人づくり、その他農業構造の改善に資するための事業を行うことにより、農業の生産性の向上を図り、地域農業の振興に寄与することを目的として設立され、以来、農業振興に資する各種取組を推進してきました。

担い手育成対策事業では、北海道農業公社等の各種支援事業を活用するとともに、美瑛町担い手総合推進事業による各種支援・助成事業を実施し、優れた担い手の確保・育成に努めました。また、平成31年から町より指定管理を受けている農業担い手研修センターの管理運営では、同センターの修了生が営農開始1年目から良好な成績を上げており、実践的で質の高い研修が実を結んでいるところです。

土づくり対策事業では、緑肥事業、堆肥運搬支援事業を実施し、農地の地力維持・向上に努めました。

経営所得安定対策では、国の交付金事務の迅速な事業推進に努め、農業者の所得確保と農業経営の安定化を図りました。また、美瑛町農業再生協議会が申請主体となる国庫補助事業として、産地全体の底上げを図る産地パワーアップ事業の計画策定のほか、新型コロナウイルス感染症により売上減少等の影響を受けた野菜等の次期作を支援する高収益作物次期作支援交付金事業に取り組みました。

農業技術研修センターでは、新型コロナウイルス感染症対応のため、加工研修室の利用を一時休止しましたが、土壌診断業務、温室・トマトハウスや町民農園の管理、農作物の研究試験栽培など、おおむね計画どおりの管理運営となりました。

このほか、地域の共同活動を支援する広域環境保全協議会やレストランビブレ等の体験交流施設の運営を行う北瑛小麦の丘運営協議会の各事務局、アライグマ被害対策支援等の事業に取り組みました。

(2) 事業成績及び財産の状況の推移

経常収益	130,422,828円
経常費用	130,149,666円
当期正味財産増減額	273,162円
正味財産期首残高	4,304,997円
正味財産期末残高	4,578,159円

2 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,268,368	流動負債	4,690,209
現金・預金	7,676,535	未払金	4,243,967
未収金	1,094,398	預り金	446,242
立替金	497,435	正味財産	4,578,159
		正味財産	4,578,159
資産の部合計	9,268,368	負債・正味財産の部合計	9,268,368

3 財産目録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額	摘要
普通預金	7,676,535	美瑛町農業協同組合本所
計	7,676,535	

4 正味財産増減計算書（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（単位：円）

科 目	金 額
1 経常収益	
（1）基本財産運用益	220
（2）事業収益	45,931,091
（3）受取負担金	37,626,481
（4）受取補助金	46,589,346
（5）雑収益	275,690
経常収益計	130,422,828
2 経常費用	
（1）運営費	45,974,132
（2）担い手育成対策事業	15,053,760
（3）土づくり対策事業	50,953,252
（4）指定管理事業	14,319,555
（5）農業振興総合対策事業	3,848,967
経常費用計	130,149,666
当期経常増減額	273,162
3 経常外収益	
（1）経常外収益	0
経常外収益計	0
4 経常外費用	
（1）経常外費用	0
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期正味財産増減額	273,162
正味財産期首残高	4,304,997
正味財産期末残高	4,578,159

## 第 1 3 期事業計画及び収支計画

(令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで)

### 1 事業計画

地域農業を担う人づくりと地域農業の振興に寄与することを目的に、関係機関との連携を図り、担い手育成対策、土づくり対策、各種国庫補助事業の計画策定、経営所得安定対策を行う農業再生協議会の事務局、アライグマ被害対策支援、農業技術研修センター等の指定管理及びアスパラガス・ラスノーブルの生育試験など、農業振興に資する各事業を実施してまいります。

### 2 収支計画

#### 収 入

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1 基本財産運用収入	1,000	基本財産利息
2 負担金収入	44,746,000	
(1) 町負担金	22,748,000	
(2) 農協負担金	21,998,000	
3 補助金収入	69,152,000	中山間補助金
4 事業収入	49,938,000	堆肥運搬支援事業、受託事業等
5 雑収入	204,000	
6 繰越金	1,000,000	
計	165,041,000	

#### 支 出

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1 運営費	50,474,000	給料、賃金、賃借料等
2 事業費	113,567,000	
(1) 担い手育成対策事業	29,874,000	担い手育成支援等
(2) 土づくり対策事業	60,440,000	緑肥、堆肥運搬支援等
(3) 農業振興総合対策事業	4,134,000	アライグマ被害対策等
(4) 指定管理事業	19,119,000	農業技術研修センター等指定管理
3 予備費	1,000,000	
計	165,041,000	

報告第6号

一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月17日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

## 第9期事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

### 1 事業の概況

#### (1) 事業の経過及び成果

当法人は、本町の農林業、商工業、観光業が相互に連携したまちづくりの主体として、各種事業の推進によってまちづくりの振興に寄与することを目的に設立されました。令和2年度においては、丘のまちびえい活性化協会の基本的な方針である「第2次丘のまちびえい活性化プラン」に基づき、関係機関やまちづくり団体と包括的に協議しながら、各種事業を実施しました。

DMO事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、予約受付の停止や大量のキャンセルが発生しましたが、行政、農業、観光関係者等が連携して農業と観光の共生、住民と観光客の共生を目指し、観光客の満足度向上と地域経済の発展、住民幸福度の向上を図るため、地域DMOとしての観光まちづくりを展開してまいりました。

生産農家と連携した各種体験プログラムについては、通常の実施が難しい状況となりましたが、外出自粛等の規制がある中でも本町の情報に触れ、再び来訪していただくために、体験プログラムの紹介動画の作成やインスタグラム、フェイスブック等のSNSを活用した多言語での情報発信、毎月1万人以上の読者に向けたメールマガジンの配信、旅行者向けガイドブックの発行等、様々な手法による情報発信に取り組みました。また、ポストコロナを見据えた受入れ体制の拡充のため、体験プログラムのインターネットによる販売体制を強化するとともに、実地研修やオンラインによるガイド養成講座を積極的に開催し、体験プログラムの案内役となる人材育成に取り組みました。

美瑛町活性化交流施設ビ・エールの指定管理者としては、町民が主体となったギャラリー展示や誰もが訪れやすい魅力的な空間づくりを進めましたが、緊急事態宣言の発令に伴う施設の休館等により、年間利用者数は前年比5万6千人減の7万4千人となりました。また、道の駅びえい「白金ビルケ」の指定管理者として、施設の適切な運営管理に努めるとともに、着地型観光につながるアクティビティの提供等、道の駅としての魅力を高める取り組みを進めましたが、同じく新型コロナウイルス感染症の影響によって、年間利用者数は前年比17万8千人減の37万9千人となりました。

(2) 事業成績及び財産の状況の推移

経常収益	104,061,455円
経常費用	116,936,884円
当期正味財産増減額	△13,147,429円
正味財産期首残高	21,000,787円
正味財産期末残高	7,853,358円

2 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	21,780,285	流動負債	13,926,927
現金・預金	9,866,927	未払金	12,945,307
未収金	11,913,358	未払法人税	272,000
		預り金	409,620
		敷金	300,000
		正味財産	7,853,358
		正味財産	7,853,358
資産の部合計	21,780,285	負債・正味財産の部合計	21,780,285

3 財産目録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額	摘要
普通預金	2,773,123	美瑛町農業協同組合本所
	6,146,367	旭川信用金庫美瑛支店
	817,437	北海道銀行美瑛支店
現金	130,000	小口現金（釣り銭等）
計	9,866,927	



## 4 正味財産増減計算書（令和2年4月1日から令和3年3月31日）

（単位：円）

科 目	金 額
1 経常収益	
（1）基本財産運用収入	224
（2）補助金収入	63,907,000
（3）負担金収入	33,276,000
（4）使用料収入	2,597,500
（5）事業収入	2,913,777
（6）雑収入	1,366,954
経常収益計	104,061,455
2 経常費用	
（1）運営費	26,875,551
（2）産業振興研修助成事業	155,000
（3）DMO推進事業	41,248,735
（4）CRM事業	3,306,524
（5）滞在プログラム開発事業	2,069,653
（6）モデルショップ事業	545,747
（7）美瑛ブランディング事業	6,656,089
（8）活性化交流施設管理運営事業	22,185,810
（9）白金観光拠点施設管理運営事業	13,893,775
経常費用計	116,936,884
当期経常増減額	△12,875,429
3 経常外収益	
（1）経常外収益	0
経常外収益計	0
4 経常外費用	
（1）経常外費用	0

經常外費用計	0
当期經常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	△12,875,429
法人税、住民税及び事業税	272,000
当期正味財産増減額	△13,147,429
正味財産期首残高	21,000,787
正味財産期末残高	7,853,358

## 第10期事業計画及び収支計画

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

### 1 事業計画

本年度は、本町のDMOを推進する上での指針である「美瑛町観光マスタープラン」及び「第2次丘のまちびえい活性化プラン」に基づき、産業連携によるまちづくりに向け、関係機関やまちづくり団体と包括的に協議しながら各種事業を実施します。

DMO推進事業では、「持続可能な『日本で最も美しい村』観光地マネジメント」を目標に掲げ、農業と観光の共生、住民と観光客の共生を目指し、観光客の満足度向上と地域経済の発展、住民幸福度の向上を図るため、地域DMOとして観光まちづくりを進めてまいります。これまで地域住民と協働した体験型観光商品の開発を行いながら、販売体制等を構築してまいりましたが、これらを更に強化するとともに、本町全体の魅力向上を図るための情報発信を継続し、新たなファンを増やしながらリピーターの確保に努めてまいります。

丘のまち交流館管理運営事業では、美瑛町活性化交流施設ビ・エールのギャラリー展示や各種交流事業を推進し、魅力ある交流施設の運営を行います。また、白金観光拠点施設運営事業においては、道の駅びえい「白金ビルケ」のガイドデスクを活用し、青い池や白金温泉等を訪れる観光客に対する情報拠点として、体験型観光の提供や物産販売などを通して町の魅力を発信してまいります。

### 2 収支計画

収入

(単位:円)

科目	予算額	摘要
1 基本財産運用収入	3,000	基本財産利息
2 補助金収入	71,480,000	町補助金、国補助金
3 負担金収入	35,354,000	指定管理料
4 使用料収入	2,910,000	施設使用料等
5 事業収入	2,636,000	DMO事業収入
6 雑収入	2,150,000	光熱水費等
計	114,533,000	

## 支 出

(単位:円)

科目	予算額	摘要
1 運営費	34,737,000	人件費、賃借料他
2 事業費	79,796,000	
(1) 産業振興研修助成事業	986,000	
(2) DMO推進事業	31,840,000	
(3) 地域活性化事業	6,856,000	ブランディング事業等
(4) 活性化交流施設運営事業	24,149,000	ビ・エール施設管理運営
(5) 白金観光拠点施設運営事業	15,965,000	道の駅びえい「白金ビルケ」管理運営
計	114,533,000	

## 発議第1号

### 美瑛町議会会議規則の一部改正について

美瑛町議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び美瑛町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年6月18日

提出者 議員 桑 谷 覺

賛成者 議員 大 坪 正 明

賛成者 議員 野 村 祐 司

#### 提案理由

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものである。また、議会への請願手続きについて、押印の義務付けを見直すため、美瑛町議会会議規則の一部を改正するものである。

#### 美瑛町議会会議規則の一部を改正する規則

美瑛町議会会議規則（昭和62年美瑛町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第3項中「議員」を「第1項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

## 意見書案第2号

### 地方財政の充実・強化に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和3年6月18日

提出者	議員	保	田	仁
賛成者	議員	高	田	紀子
賛成者	議員	青	田	知史

### 地方財政の充実・強化に関する意見書

新型コロナウイルス感染症対策等により、今、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

## 記

- 1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対策業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス感染症対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、確実な財源措置を図ること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財源措置を講じること。
- 4 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域でデジタル化に対応する人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 6 会計年度任用職員制度について、法の主旨に基づいて当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、更なる財政需要を確実に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
- 7 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。



8 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

9 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

10 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 殿

## 意見書案第3号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和3年6月18日

提出者	議員	高	田	紀	子
賛成者	議員	保	田		仁
賛成者	議員	坂	田	美	香

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については「検討」にとどまっています。また、実現のための教員については、これまで加配として各自治体に措置されていた人数を基礎定数化するもので、実質的な教職員増とはなっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていくことは必要です。

2021年3月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.71パーセント（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い19.10パーセント（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向

けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1／2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要請します。

## 記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1／2に復元すること。
- 2 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 3 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 殿

## 意見書案第4号

### 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和3年6月18日

提出者	議員	山本賢一
賛成者	議員	保田仁
賛成者	議員	増山和則

### 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも48.9万人と、給与所得者の29.6パーセントに達しています。また、道内の全労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、23.5万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2020において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持されました。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を7年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2021年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

## 記

- 1 「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給を下回らない水準に改善すること。
- 3 厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

北海道労働局長 殿

北海道地方最低賃金審議会長 殿

## 意見書案第5号

### 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める 意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和3年6月18日

提出者	議員	八	木	幹	男
賛成者	議員	保	田		仁
賛成者	議員	高	田	紀	子

### 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める 意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。

本町の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策を更に進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再造林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月18日

美瑛町議会議長 佐藤 晴 観

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
農林水産大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿  
復興大臣 殿

令和3年6月18日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

総務文教常任委員会委員長 大坪正明

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 総務課の所管に関する事。<br>(2) まちづくり推進課の所管に関する事。<br>(3) 税務課の所管に関する事。<br>(4) 住民生活課の所管に関する事。<br>(5) 保健福祉課の所管に関する事。<br>(6) 教育委員会の所管に関する事。<br>(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。<br>(8) 監査委員の所管に関する事。<br>(9) 病院事業に関する事。<br>(10) 総務文教に関する事。<br>(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 令和3年6月定例議会から次期定例議会まで   |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |



令和3年6月18日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

産業経済常任委員会委員長 野村祐司

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 商工観光交流課の所管に関する事。<br>(2) 文化スポーツ課の所管に関する事。<br>(3) 農林課の所管に関する事。<br>(4) 建設水道課の所管に関する事。<br>(5) 農業委員会の所管に関する事。<br>(6) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 令和3年6月定例議会から次期定例議会まで   |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |

令和3年6月18日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

議会運営委員会委員長 桑谷 覺

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 議会の運営等に関する事項<br>(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等<br>(3) 議長の諮問に関する事項<br>(4) 専決処分の委任に関する事項 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 令和3年6月定例議会から次期定例議会まで   |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |